

## 年金予約定期預金

平成23年4月1日現在

|  |  |
|--|--|
| 1 商品名                                      | 年金予約定期預金   |
| 2 販売対象                                     | 当組合で年金のお受取をご予約していただいた方で、平成28年3月31日までに受給権の発生する方。対象となる年金は、次の年金の老齢年金に限らせていただきます。<br>・ 国民年金、厚生(船員)年金、共済年金<br>(すでに年金を受給されている方は、対象外とさせていただきます。)<br>※年金のご予約時には、基礎年金番号が記載されている資料のご提示をお願いします。「年金受取口座指定予約票」に署名捺印をお願いします。                               |
| 3 取扱期間                                     | 平成23年4月1日～平成24年3月31日   |
| 4 期間                                       | 1年   |
| 5 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | 一括預入<br>1,000円以上500万円以内(お一人様500万円まで)<br>1円単位   |
| 6 払戻方法                                     | 満期日以降に一括して払い戻します。  |
| 7 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法   | スーパー定期、スーパー定期300の店頭表示の利率+0.20%<br>(金利は店頭の金利表示板に表示しています。)<br>※ 満期日以降の利率<br>(1) 自動継続定期の場合、継続後の利率は、継続日のスーパー定期(スーパー定期300)の店頭表示利率となります。<br>(2) 普通定期の場合、満期日以降の利息は、解約日または書換え継続時における普通預金利率を適用します。<br>満期日以降に一括して支払います。<br>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。 |
| 8 手数料                                      | 手数料の定めはありません。  |
| 9 付加できる特約事項                                | マル優の取扱いができます。(詳しくは得意先係または窓口へお問い合わせ下さい。)  |
| 10 中途解約時の取扱い                               | 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。<br>・ 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率   |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ // 6か月以上の場合……次の(1)・(2)いずれか低い利率を適用します。</li> <li>(1) 約定利率×20%</li> <li>(2) 預入日から中途解約日までの預入期間、金額に対応する預入日におけるスーパー定期預金の店頭表示利率に90%を乗じた利率</li> </ul>  |
| 11 金利情報          | 窓口へお問い合わせください。  |
| 12 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置:本商品の苦情等は、当組合営業日にお取引店またはお客様相談センター(9時~17時、フリーダイヤル0120-745-530)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の各仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に、お客様相談センター、または(社)全国信用組合中央協会しんくみ苦情相談所(9時~17時、電話:03-3567-2456)にお申し出下さい。</p>      |
| 13 その他参考となる事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利息について、20%の分離課税の対象となります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</li> <li>・ この預金は、総合口座のお取扱いはできません。</li> <li>・ この預金のお申込みは、年金のお受取を予約されている店舗に限ります。(1店舗のみ)</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。)</li> </ul> |